

## ニュージーランド林業におけるパートナーシップ造林の仕組み

○小坂香織（(株) 日本林業調査会）

### パートナーシップ造林開始の背景と研究の目的

ニュージーランド（以下 NZ）では、多部門において民営化が推進された 1990 年前後に社会・経済面で大きな動きがあり、①89 年の年金制度の改定で、給付水準が平均賃金の 80%から 65%～72.5%に引き下げられる、②92 年に新課税制度が採用され、林業へ投資した額の約 7 割が出資者の所得税控除の対象になる、③93 年の木材価格の急激な上昇等、資産運用や節税を目的として林業投資に注目が集まることとなった。これらをきっかけに、土地を持たない個人が林業に参加できる方法として、林業投資会社が、投資家を集めて共同で出資させる「パートナーシップ造林」を 90 年代初頭から開始したところ、比較的小口の投資額と高い見込利回りが人気を呼び、林業投資を手掛ける会社は増加した。会社数は正確に把握されていないが、90 年代には少なくとも 10 以上の会社があったとみられる。現在は大手 2 社が中心的な存在として、管理する面積は合計で約 45,000ha となっている。96 年以降は、新規造林面積は年々減少しているものの、人工林の所有者のトップが森林投資ファンド運営会社（TIMO）のハンコック・ティンバー・リソース・グループに変わる等、所有者構造に大きな変化が起きている。

パートナーシップ造林に参加する投資家の多くは林業とは無関係の都市住民であり、森林の所有と経営の分離を検討する上でも、投資家を中心とした共同投資の組織や運営方法を明らかにすることは重要な意味を持つと考え、本研究を行った。調査は、2002 年に NZ 北島でパートナーシップ造林事業を展開する大手 2 社、中小 2 社の合計 4 社、森林所有者協会を訪問し、投資目論見書等の資料収集および費用と収益、リスク対策等の事業内容について企業担当者から聞き取り、その後の動向については文献やインターネット情報により把握して補った。

### 調査結果とまとめ

パートナーシップ造林の運営の流れについては、各社共通する部分が多く、林業投資会社が中心となって事業の計画や手配を行い、投資家は予算計画にもとづいて共同で土地を取得し、事業に係る費用を毎年出資している。資金の管理、森林施業、監査等は外部の専門会社が行い、伐採後の収益は投資家へ持分割合に応じて分配する。森林施業や財務状況等については年間報告等として投資家に伝達される等、林業の素人である投資家集団をプロが支援する構図となっている。異なる部分として、4 社には投資家集団の組織に違いがあり、パートナーシップをベースに、スペシャルパートナーシップ、会社型パートナーシップ、ジョイントベンチャーという、更に発展・応用させた形態も採用されていた。上述の組織形態は、不動産投資やベンチャービジネスが活発な NZ では、林業投資に限らず様々な分野で集団的な投資手法として採用されており、組織形態の違いは投資家への課税方法や責任範囲の違いに由来している。

パートナーシップ造林は、植栽から伐採までの約 30 年間に収益がなく、支出だけが増えるため、対策として 2 次市場での権利の途中譲渡や税制優遇策を活用しているが、その内容は投資家集団の組織形態別に決まる。投資家集団の組織形態の違いが、運営上で重要な要素となっている。

（連絡先：小坂香織 kosaka[at]j-fic.com）